

平成19年1月29日

企業会計基準委員会御中

びわ銀リース株式会社

**企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針  
公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年12月27日に貴会より公表されました掲題公開草案について、意見を表明する機会を戴き、感謝申し上げます。

以下の通り、コメントを提出させていただきますので、今後のご審議においてご高配を賜りたく、何卒、よろしく、お願いいたします。

敬具

記

## 1. 総論

弊社は、「現行のリース会計基準を見直すべき差し迫った必要性はない」とする立場である。その理由については、「試案」に対するコメントにおいて明らかにした。

会計の基準を変えるには、それなりのコスト・ベネフィットの比較考量が、まず必要であり、一方、変更した場合には、その効果についての実証・再評価の手続きが必要と考える。本件リース会計基準見直しについて、どのような利害得失の比較考量がなされたのか、また、変更の効果についての今後の検証プロセスはどのように想定されているか、明らかにされるよう、再度お願いする。

また、中小企業に適用する際の取扱いに関しては、「中小企業への適用に関する意見」の中で、必要に応じて本会計基準確定後、本会計基準の内容を踏まえ、中小企業の会計に関する指針により定められることとあるが、取引先がほとんど中小企業である当社のような中小リース会社ではその影響が大きく、同時並行して議論を進めていただきたい。

## 2. 各論

### (1) 適用時期について

リースビジネスは、固有の複雑な会計・税務処理を、システムの運用に大きく依存している。これは、レシー・レサラーのいずれの側においても、同様であるが、とりわけ、レサラーの側に顕著である。

まして、今般、想定されている変更は、税務および会計の双方について、簡便法や原則法、例外的措置が交錯した内容になっており、思い切ったシステムの対応が必須である。

一方で、システム開発とその安定的運用の体制作りには、十分な準備期間が必要であることは申し上げるまでもないことである。

現時点においてさえ税務の細目等がまったく不透明のためシステムの要件定義すら着手できない状況から推定すると、当社のような中小リース会社では20年4月からの適用開始は、実務的ハードルが極めて高いといわざるを得ない。

今般の税務上の取扱いを含めたりース制度の大幅な見直しは、長年に亘って「賃貸借」としてわが国経済にビルトインされ、広く定着しているリース取引を、税務・会計ともに「売買とみなす」という世界でも例を見ない措置であり、その実務の周知徹底についても、十分な期間が必要である。

適用時期については、少なくとも1年以上延期し、21年4月以降にすべきであり、十二分な配慮をお願いしたい。

### (2) 連結子会社の取扱

前回リース取引を主たる事業とする中小企業も含め、連結子会社については、借手・貸手とも中小企業と同様の取扱を認めるべきとのコメントに対して「わが国の連結原則は、親子での会計処理の統一を求めており、他の基準で連結子会社について特別な取扱を行っているものはなく難しい」とのことであるが、企業の存続に関わる問題であり、再度対応を検討して頂きたい。

### (3) 中小企業への適用

中小企業への適用は、本会計基準確定後、本会計基準の内容を踏まえ「中小企業の会計に関する指針」により定められるとあるが、中小企業会計指針の抛り所は貴委員会が作成する会計基準であることから、中小企業については、現状の「賃貸借処理」を維持することを公正妥当とし、試案基準・試案指針の対象外である旨を明確にすべきである。

当社のような中小リース会社の対象は、ほとんど中小企業にて影響は大きく、また、わが国は確定決算主義に基づき会計・税務が密接に連動しており、中小企業の会計を含め、税制と連携して会計と税務の見直しを同時並行して進めていただきたい

以上